

長岡市公告第 8 1 号

簡易評価型プロポーザル方式による業務の実施について（公告）
簡易評価型プロポーザル方式による業務を実施するので、次のとおり公告します。

令和 7 年 4 月 1 日

長岡市長 磯 田 達 伸

1 実施方法

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による業務は、長岡市空家等実態調査業務及び長岡市空家等台帳管理システム構築業務について、参加者に提案を求め、その内容を評価し、最も優れた提案をした者と随意契約の締結交渉をするものです。

2 業務の内容

（1）業務の名称

- ア 長岡市空家等実態調査業務
- イ 長岡市空家等台帳管理システム構築業務

（2）業務内容

本業務は、別に定める特記仕様書のとおりとする。

（3）契約期間

- ア 長岡市空家等実態調査業務 契約締結日から令和 8 年 2 月 2 7 日まで
- イ 長岡市空家等台帳管理システム構築業務 契約締結日から令和 8 年 2 月 2 7 日まで

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要します。

- （1）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （2）その役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- （3）この公告の日において、本市から入札参加資格に係る指名停止を受けていないこと。
- （4）この公告の日以後に、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) この公告の日以後に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条もしくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (9) 新潟県内に本社若しくは支店を有し、本市の業務に際して、十分な協議を行える体制を整えていること。
- (10) 以下のいずれかの認証を取得していること。
 - ア J I S Q 1 5 0 0 1（プライバシーマーク：個人情報保護マネジメントシステム）
 - イ J I S Q 2 7 0 0 1（I SMS：情報セキュリティマネジメントシステム）

4 参加表明兼誓約書の提出について

このプロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出してください。

- (1) 提出書類 簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書（様式1）
- (2) 提出期限 令和7年4月10日（木）午後4時まで（必着）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は配達確認ができるものに限る）
- (4) 提出先 長岡市都市整備部都市政策課住宅政策班
〒940-0062 長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト8階
電話：0258-39-2265
- (5) その他 参加資格要件を確認するため、次の書類を提出してください。
 - ・誓約書（様式2）※必要な場合のみ
 - ・会社概要（様式3）
 - ・セキュリティ認証に関する以下の書類の写し
 - ア プライバシーマーク登録証
 - イ 情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）認証登録証

5 質問書の受付及び回答について

4により参加表明書兼誓約書を提出した者は、次のとおり質問することができます。

- (1) 提出書類 簡易評価型プロポーザルに関する質問書
- (2) 提出期限 令和7年4月16日（水）午後4時まで
- (3) 提出方法 電子メール：toshisei@city.nagaoka.lg.jp
- (4) 提出先 4に同じ
- (5) その他 提出された質問に対しては、令和7年4月23日（水）までに、質問者名を伏して市ホームページに回答を掲載します。

6 提案書の提出について

4により参加表明書兼誓約書を提出した者は、次のとおり企画提案書を提出してください。

- (1) 提出期限 令和7年5月14日(水)午後4時まで(必着)
- (2) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は配達確認ができるものに限る)
- (3) 提出部数 8部
- (4) 提出先 4に同じ
- (5) その他 詳細は簡易評価型プロポーザル実施要領のとおりです。

7 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、別に定める簡易評価型プロポーザル提案書評価要領に基づき、このプロポーザルの参加者の中から、提案書やプレゼンテーション及びヒアリングの内容により、総合的に選考し、最優秀者を決定します。

8 選考結果通知

- (1) 選考結果は参加者全員へ通知します。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内に、その理由の説明を書面で求めることができます。

9 留意事項

- (1) 詳細は簡易評価型プロポーザル実施要領によります。
- (2) 要領等は市ホームページからダウンロードすることができます。